

一般競争入札による 県有地売却説明書

令和 7 年 度 第 2 回

令和 7 年 6 月 24 日（火）公告

令和 7 年 7 月 11 日（金）申込締切（必着）

令和 7 年 8 月 25 日（月）～ 8 月 29 日（金）入札

令和 7 年 9 月 2 日（火）開札

長野県 総務部 財産活用課

..... 目 次

○ 一般競争入札による県有地等の売却について	1
1 入札の流れ	
2 入札に付する事項（入札物件、最低売却価格、入札方法）	
3 入札に関するお問合せ及び入札参加申込先	
4 入札手続等（入札参加申込、現地説明会、入札及び開札）	
5 用途の制限	
○ 入 札 説 明 書	5
○ 県有財産一般競争入札参加申込書	9
○ 誓 約 書	11
○ 役 員 等 一 覧	13
○ 入札辞退届	15
○ 入 札 書	17
○ 委 任 状	19
○ 県有財産売買契約書様式	21
○ 物件調書・案内図・明細図	33

一般競争入札による県有地等の売却について

1 入札の流れ

① 入札参加申込み

- ・ 申込書には「誓約書」「役員等一覧（法人のみ）」「印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）」を添付してください。
- ・ 様式は財産活用課へ請求するか、県ホームページからダウンロード・印刷できます。
- ・ 財産活用課へ郵送又は持参して提出してください（いずれも申込み期限必着。）。
- ＊入札書及び契約書の印鑑は、印鑑証明書の印鑑（実印）を使用してください。

② 現地説明

- ・ 申込みをいただいた方を対象に現地説明を行います（物件ごとに現地へお集まりいただきます。）。
- ・ 物件ごとに現地説明会の日時が決まっておりますのでご確認ください。
- ・ 現地説明の際に配布する納付書で入札しようとする金額の5%以上の額を金融機関窓口で納入してください。（**入札保証金の納付**）
- ＊入札保証金の納付の確認ができない入札は無効になります。

③ 入 札

- ・ 入札書を財産活用課へ郵送（書留又は簡易書留）又は持参で提出してください（いずれも受付期限必着。）。
- ・ 入札書には「入札保証金の納付書の原本又は写し」「入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書」を添付してください。
- ＊郵送で入札書を提出する場合は、書留又は簡易書留で提出願います。

④ 開 札

- ・ 最低売却価格以上で、一番高い金額で入札された方を落札者とします。
- ・ 入札者は開札に立ち会うこともできます。
- ・ 落札者以外の方に納めていただいた入札保証金については、後日指定口座へ返還します。
- ・ 入札参加者全員に落札結果を通知します。

⑤ 契約手続き

- ・ 落札者に担当者からご連絡します。以降、担当の案内に従って手続きを進めてください。

2 入札に付する事項

「土地及び建物の売却」

(1) 入札物件及び最低売却価格（予定価格）

次ページの表（計2件）をご覧ください。

(2) 入札方法

一般競争入札（期間入札）

（入札期間内に郵送（書留又は簡易書留）又は持参で提出された入札のうち、最低売却価格以上で最も高い価格で入札した方に売却します。）

(3) 物件の内容

物件調書・案内図・明細図のとおり

（本売却説明書に物件ごとに掲載しています。）

3 入札に関するお問い合わせ及び入札参加申込先

(1) 担 当 長野県 総務部 財産活用課 財産管理係

担 当：平 松、丸 山、加 藤、宮 坂

(2) 所在地 郵便番号 380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

(3) 電 話 026(235)7044

FAX 026(235)7474

(4) ホームページアドレス：

<https://www.pref.nagano.lg.jp>（長野県ホームページ）

トップページ下部「県有地売却情報」→ 県有地売却のご案内

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/koyu/baikyaku/annai/index.html>



(5) メールアドレス：zaikatsu@pref.nagano.lg.jp

ア 北信地区（物件番号1）

物件 番号	物 件 所 在 地 〔 住 居 表 示 〕	土地面積（実測面積）		最低売却価格	備考 （通称）
		（㎡）	（坪）		
1	長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 44 番 1	1,553.94	470.07	5,496 万円	妻科アパート

イ 南信地区（物件番号2）

物件 番号	物 件 所 在 地 〔 住 居 表 示 〕	土地面積（実測面積）		最低売却価格	備考 （通称）
		（㎡）	（坪）		
2	岡谷市長地小萩二丁目 4896 番 7 〔岡谷市長地小萩二丁目 7 番 24〕	1,480.34	447.80	1,665 万 （建物価格 6,119,300 円）	教職員岡谷寮

4 入札手続等

（1）入札参加申込

ア 申込書の様式

本売却説明書に掲載してある様式（1～3）を使用してください。

（様式は県ホームページからもダウンロードできます。）

共有名義の場合は連名での申込みとし、添付書類も全員分を添付してください。

イ 添付書類

- ・誓約書（様式2）（共有名義の場合は、申込者ごと）
- ・役員等一覧（様式3）（法人で申込みの場合）
- ・印鑑証明書 1通（直近3ヶ月以内に発行されたもの、共有名義の場合は、申込者ごと）

※ 入札書には、印鑑証明書の印鑑（実印）を押印してください。

ウ 申込の受付

郵送（書留又は簡易書留のいずれか）若しくは持参してください。

持参の場合の受付は、申込期限までの土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※ 申込者と契約者は同一とさせていただきますのでご了承ください。

エ 入札の辞退

入札参加申込み後、入札書提出前までは入札を辞退することができます。

辞退される場合は担当へ早めに連絡の上、入札辞退届（様式4）を郵送又はFAXで提出願います。

オ 申込期限

令和7年7月11日（金）午後5時15分まで（必着）

カ 申込先

長野県 総務部 財産活用課 財産管理係（所在地等は前記 3 に記載してあります。）

（2）現地説明会

物件番号	現地説明会日時	備考
1	令和7年7月24日（木） 10:00～	妻科アパート
2	令和7年7月23日（水） 11:00～	教職員岡谷寮

- ・入札申込締切後に、直接申込者へ現地説明会のご案内をさせていただきます。
- ・現地説明会は各物件の所在地（現地）にて行います。
- ・申込み状況等により、説明会の日程は変更となる場合がありますのでご了承ください。
- ・現地説明会の日時について、個別のご要望に応じられませんので、事前にご承知願います。
- ・各物件の所在地に駐車場等をご用意できません。周辺住民へご迷惑が掛からないように、原則、徒歩にてお願いします。

（3）入札及び開札

ア 入札書提出期間

令和7年8月25日（月）から8月29日（金）午後5時15分まで（必着）

イ 開札日・場所

令和7年9月2日（火） 長野県庁西庁舎110号会議室

- ・開札は、物件ごとに順次行います。
- ・入札参加者は開札に立ち会っていただくこともできます。
- ・開札結果は、入札参加者全員に通知します。

（4）契約書

別紙様式のとおり（本売却説明書に掲載しています。）

- ・入札参加者は、契約書の内容を確認いただき、理解したうえで入札してください。

5 用途の制限

落札者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

入 札 説 明 書

(趣 旨)

第1 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、本売却説明書及び物件調書をよくお読みになり、現地をご確認のうえ入札に参加してください。

(入札参加資格)

第2 次に掲げる者は、入札に参加できません。

また、県有財産を売却する際の入札参加資格(購入資格)として、入札参加者等が暴力団関係者でないことを長野県警察本部に照会、確認することとしておりますのでご承知ください。

- (1) 入札参加申込書を指定した期日までに提出しなかった者
- (2) 当該入札に係る公有財産(物件)に関する事務に従事する本県の職員
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (4) 次の各号の一に該当する者で、その事実があった後3年を経過していない者

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 本県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 本県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が本県と契約を締結すること又は本県との契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定により本県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて本県との契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (5) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員である者のほか、次の各号に該当する者

ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

イ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(入札参加申込)

第3 入札参加者は、次の書類を申込期限までに、財産活用課 財産管理係まで提出してください。

＊(1)～(3)については、本売却説明書に掲載してある様式を使用してください。

＊様式は県ホームページからダウンロードできます。

- (1) 入札参加申込書（共有の場合は連名）
- (2) 誓約書（共有の場合は申込者ごと）
- (3) 役員等一覧（法人の場合）
- (4) 印鑑証明書（直近3ヶ月以内に発行のもの、共有名義の場合は、申込者ごと）

2 郵送の場合は、書留又は簡易書留とし、申込期限までに到達したものを有効とします。

3 申込者と契約者の名義は同一となります。

(現地説明会)

第4 物件の現地説明会を、物件ごとに決められた日時に行います。

2 入札申込締切後に、直接申込者へ現地説明会の通知をさせていただきます。

3 現地説明会に参加しなくても入札には参加できますが、この入札に関するすべての事項をご承知のうえ入札に参加しているものとみなします。

(入札書類)

第5 入札は、次の書類を提出してください。

＊(1)、(2)については、本売却説明書に掲載してある様式を使用してください。

＊様式は県ホームページからダウンロードすることもできます。

- (1) 入札書（共有の場合は連名）
- (2) 委任状（代理人の場合）

＊代理人が入札する場合は、入札参加者本人の委任状が必要です。

- (3) 入札保証金納付書の領収書の写し

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札保証金として、事前に県発行の納付書により、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとします。

2 落札者の入札保証金は、売買契約締結時まで還付しません。落札者以外の入札参加者の入札保証金は、還付請求書に基づき、入札参加者の指定する口座へ還付します（口座振込みまで一定の期間を要しますのでご了承ください。）。

3 入札参加者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができません。

4 現金書留での入札保証金の納付は受け付けておりません。

(入 札)

第7 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入の上、実印で押印してください。（共有名義の入札の場合は全員の住所、氏名を記入の上、押印してください。）

2 金額の記入は、黒のボールペンで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字

を記入してください。

- 3 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の住所氏名を記入（押印は不要）するとともに、代理人の住所氏名を記入のうえ押印してください。

＊代理人が入札する場合は、入札参加者本人の委任状が必要です。

- 4 入札書は、郵送（書留又は簡易書留）又は持参により提出してください。
- 5 いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の無効）

第8 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札した入札書
- (2) 同一人が2通以上の入札をした入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印（入札書氏名欄に押印した印鑑と同一のもの）のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 納付した入札保証金の額が、入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

（開 札）

第9 開札は、入札公告に掲げる開札の場所及び日時において、県が指定した者を立会わせて行います。

入札参加者は開札に立ち会うことができます。

- 2 開札した結果、落札者がいる場合は、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、並びに、落札者がいない場合はその旨を開札の場でお知らせします。また、入札参加者が不在の場合には別途お知らせします。

（開札結果の公表）

第10 入札番号と物件の所在地及び落札金額については、落札決定後公表します。

- 2 落札者に関する情報については、落札者が個人の場合、前第9の2によるほかは、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）により公表しませんが、落札者が法人の場合は契約締結後法人名のみ公表することがあります。

（落札者の決定）

第11 落札者は、県が事前に公表する最低売却価格（予定価格）以上の最高価格を入札した者としてします。

ただし、落札者となる同価の入札参加者が二人以上いる場合は、直ちにくじにより落札者を決定します。なお、同価で入札をした者はくじを引く義務を有し、これを辞退することはできません。くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。

（契約の締結）

第12 落札者は、落札決定の日から10日以内に、県有財産売買契約書（別紙様式）により契約を締結しなければなりません。

- 2 落札者が期日までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は県に帰属することとなり、返還されません。

(契約保証金)

第 13 落札者は、売買契約締結に際し、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を、県が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

この場合、入札時に納付した入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

- 2 契約保証金は、売買代金完納後、落札者に返還します。

落札者の申し出により、返還すべき契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

落札者は、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができません。

(売買代金の納付)

第 14 売買代金（契約保証金を充当する場合は、その額を除いた額）は、県が発行する納入通知書により 令和7年10月24日（金） までに 納付しなければなりません。

- 2 売買代金が期限までに納入されない場合は、契約は解除され、落札者が納付した契約保証金は県に帰属することとなり、返還されません。

(所有権の移転等)

第 15 売買代金が完納したときに所有権が移転します。

- 2 所有権の移転登記は、県が行います。

- 3 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税（土地の評価額が定まっている場合、近傍類似価格等により算定します。）、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

- 4 所有権移転登記に必要な住所証明書として住民票（直近 3 ヶ月以内に発行のもの。法人の場合は不要。）を提出してください。

- 5 移転登記に際し、連件申請のために県の職員が法務局へ直接書類を持ち込む等の対応はできません。

(個人情報の取扱い)

第 16 入札参加申込の際に取得した個人情報については、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加者の資格審査など入札に関わる事務に利用するものであり、その他の目的では一切使用しません。

(入札の中止等)

第 17 入札は、県の都合により延期又は中止することがあります。

県有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

(〒 ー)

申込人 住所

(所在地)

氏名 (ふりがな)
(名称及び代表者名)

電 話 番 号
(昼間 (担当) 連絡先)

下記県有財産の一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

記

参加申込	物件番号	物 件 所 在 地 [住 居 表 示]	土地面積 (実測面積) (㎡)	備考
	1	長野市大字南長野字鐘ヶ瀬 44 番 1	1,553.94	妻科アパート
	2	岡谷市長地小萩二丁目 4896 番 7 [岡谷市長地小萩二丁目 7 番 24 号]	1,480.34	教職員岡谷寮

(注)

1 申込書記入方法

入札を希望する物件の参加申込欄に○印をつけてください。(複数可)。

〔 ※ 複数の物件の敷地が隣接又は近接している場合がありますので、物件調書等をよく確認の上、申し込みしてください。 〕

2 添付書類

(1) 「誓約書」(様式 2)

(2) 「役員等一覧」(様式 3)(法人の場合)

(3) 「印鑑証明書」 1 通(直近 3 ヶ月以内に発行されたもの)

〔 ※ 複数箇所を申し込みされる場合も 1 通のみの提出で結構です。
※ また共有名義で申し込みされる場合は全員分を添付してください。 〕

3 入札保証金について

入札保証金は、申込受付後に県発行の「納付書」により金融機関で納付していただきます。

入札保証金は、入札しようとする金額の 100 分の 5 以上の金額が必要です。(入札金額が納付した入札保証金額の 20 倍を超えると無効となります。)

誓 約 書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住 所
(所在地)

氏 名
(名称及び代表者)

県有財産譲渡申請（一般競争入札参加申込み）にあたって、以下の事項を誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、入札参加資格（購入資格）の確認のため、貴県が長野県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げられた者に該当しません。
- 3 自己又は自社の役員及び支店若しくは営業所を代表する役員以外の者が、次に掲げるいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者
 - (2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 4 一般競争入札による県有地売却説明書並びに注意事項及び指示事項などに同意することを承知します。

※ 共同で申請（申込み）する場合は、申請（申込み）人ごとに提出してください。

<関係法令>

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）より抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別な理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることはできない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）より抜粋

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

6 暴力団員

暴力団の構成員をいう。

役員等一覧

法人所在地：_____

法人名：_____

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	生年月日	住所
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	
		男・女	大正 昭和・平成 年 月 日	

※ 法人が申請（申込み）する場合は、現在事項全部証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者を記載願います。

※ 収集した個人情報については、お申し込みがあった物件に係る業務についてのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

ただし、購入申込み資格確認のため、長野県警察本部へ情報提供します。

(様式4)

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

(〒 ー)

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者名

電 話 番 号
(昼間連絡先)

下記県有財産の一般競争入札への参加申込みをしましたが、都合により参加を辞退します。

記

物件番号	物 件 所 在 地 〔 住 居 表 示 〕	土地面積 (㎡)	備考

入 札 書

令和 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

入 札 者 住 所

氏名又は名称
及び代表者名 _____ 印

代理人又は
共同入札者
住所氏名 _____ 印

下記の金額をもって入札します。

記

入 札 金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札に付する物件

物件番号	物 件 の 所 在 地	面 積	備考
		m ²	

(注)

- 1 押印する印は実印としてください。
- 2 金額の数字は黒のペン又はボールペンで算用数字を用い、頭に「金」若しくは「¥」を記入してください。
- 3 金額の訂正を行った場合は入札者の訂正印（氏名印欄に押印したものと同一印）を押してください。
- 4 入札金額が、納付した入札保証金額の 20 倍を超えると無効となります。
- 5 共有名義で入札する場合は全員の住所、氏名を記載し、それぞれ押印してください。
- 6 代理人による入札の場合は、代理人が押印してください。本人の印は不要です。（委任状が必要です。）
- 7 物件の面積欄には入札申込書に記載されている土地面積を記載してください。

委 任 状

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(入札書へ押印する印としてください。)

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和 年度第 回一般競争入札における下記県有財産に関する一切の権限

物件番号	物 件 の 所 在 地	面 積	備考
		m ²	

令和 年 月 日

長野県知事 阿 部 守 一 様

委 任 者 住所又は所在地 _____
(入 札 者)

氏名又は名称 _____
及び代表者名 _____ 印 _____

県有財産売買契約書

売主 長野県（以下「甲」という。）と買主 ○ ○ ○ ○（以下「乙」という。）とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量（実測面積）	摘要（公簿面積）
	地目	m ²	m ²
計	筆	m ²	m ²

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 ， 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として、金 ， 円を甲に納入しなければならない。

2 前項の契約保証金は第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第1項の契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、乙は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、甲に事前に申し出ることができる。この場合、甲は、同項の契約保証金を次条第2項の定めにより処理する。

5 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払方法等）

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前条第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出て、かつ、第3条に定める売買代金から前条第1項に定める契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、同項の契約保証金を売買代金に充当する。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき乙に移転する。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後10日以内に、甲に対し所有権移転登記を書面で請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、両者の定める日に、当該物件を乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担等)

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、売買物件を現状有姿で乙に引き渡すものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、本契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、民法（明治29年法律第89号）第541条、第542条及び第562条に規定する契約不適合責任を負うものとする。

(容認事項)

第10条 乙は、次の事項を確認し、承諾のうえ本物件を購入するものとする。

2 本物件の周辺環境、近隣関係及び本物件に係る法令に基づく制限は引渡し後に変化する場合があること。

3 本物件の付帯設備は、設置から相当の年数が経過しており、相応の自然損耗や経年変化が認められること。引渡し後に自然損耗や経年変化等を原因として不具合や故障等が判明した場合、その補修等の費用は乙が負担するものであること。

4 本物件の土壤汚染の状況については、調査は行っておらず、土壤汚染の有無については不明であること。万一、引渡し後に土壤汚染が判明した場合、その除去等の対策費用は乙が負担するものであること。

5 本物件の地下埋設物の状況については、調査は行っておらず、地下埋設物の有無については不明であること。万一、引渡し後に地下埋設物の存在が判明した場合、その除去等の対策費用は乙が負担するものであること。

6 乙は、本物件の地域の町内会等の取り決めに従うこと。

7 乙は、別記に掲げる文書に記載された事項を遵守しなければならない。

(用途の制限)

第11条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

(売買物件の譲渡等)

第12条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し又はその物件を第三者に貸し付けるときは、第10条第7項及び前条に定められた義務を、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、第10条第7項、第11条及び第12条に定める事項について必要があると認めるときは、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、報告若しくは資料の提出を怠り又は実地調査を拒み若しくは妨げてはならない。

(違約金)

第14条 乙は、第10条第7項、第11条及び第12条に定める義務に違反したときは、売買代金の3割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第 19 条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当する旨の通報を警察から甲が受けたとき。

(暴力団員又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合における措置義務)

第 16 条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所管の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を甲に報告しなければならない。

(返還金等)

第 17 条 甲は、第 15 条の規定により本契約を解除した場合は、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

- 2 乙は、第 15 条の規定により本契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費、その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(原状回復義務)

第 18 条 乙は、甲が第 15 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第 20 条 甲は、第 17 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 14 条、第 18 条又は第 19 条の規定により甲に支払うべき金額のあるときは、それらの全部又は一部を返還金と相殺するものとする。

(契約の費用)

第 21 条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 22 条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第 23 条 本契約に関する訴訟は、長野県庁所在地を管轄する長野地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有

するものとする。

令和 年 月 日

売主	住所	長野市大字南長野字幅下 692-2		
	氏名	長野県知事 阿部 守一		
買主	住所			
	氏名			印

別記

文 書 名	作製年月日	作成者の氏名（名称）

県有財産売買契約書

売主 長野県 (以下「甲」という。)と買主 ○ ○ ○ ○ (以下「乙」という。)とは、次の条項により、県有財産の売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売買物件は、別記のとおりとする。

(売買代金)

第3条 売買代金は、土地金 , 円、建物金 円、
合計金 , 円とする。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、非課税分を除く売買代金の110分の10を乗じて得た額である。

(契約保証金)

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として、金 , 円を甲に納入しなければならない。

2 前項の契約保証金は第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行したときは、遅滞なく第1項の契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、乙は、同項の契約保証金を売買代金の一部に充当することを、甲に事前に申し出ることができる。この場合、甲は、同項の契約保証金を次条第2項の定めにより処理する。

5 甲は、乙が次条第1項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(売買代金の支払方法等)

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前条第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出て、かつ、第3条に定める売買代金から前条第1項に定める契約保証金の額を控除した額について、前項に定める義務を履行したときは、同項の契約保証金を売買代金に充当する。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したとき乙に移転する。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後10日以内に、甲に対し所有権移転登記を書面で請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、両者の定める日に、当該物件を乙に引き渡し、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

(危険負担等)

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又は損傷した場合は、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合責任)

第9条 甲は、売買物件を現状有姿で乙に引き渡すものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、本契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、民法（明治29年法律第89号）第541条、第542条及び第562条に規定する契約不適合責任を負うものとする。

(容認事項)

第10条 乙は、次の事項を確認し、承諾のうえ本物件を購入するものとする。

2 本物件の周辺環境、近隣関係及び本物件に係る法令に基づく制限は引渡し後に変化する場合があること。

3 本物件は、建築から相当の年数が経過しており、躯体・基本的構造部分や附帯設備等は相応の自然損耗や経年変化が認められること。引渡し後に自然損耗や経年変化等を原因として不具合や故障等が判明した場合、その補修等の費用は乙が負担するものであること。

4 本物件の土壤汚染の状況については、調査は行っておらず、土壤汚染の有無については不明であること。万一、引渡し後に土壤汚染が判明した場合、その除去等の対策費用は乙が負担するものであること。

5 本件建物へのアスベスト使用の有無については不明であること。万一アスベストが含まれていた場合、廃棄物処理法、建築リサイクル法等により、所有者である乙にアスベストに対する一定の措置が求められ、解体・改修等の工事を発注する場合に同法による義務が課されること。また、アスベストを含む建物解体費用は通常よりも高くなる場合があること。

6 本物件の地下埋設物の状況については、調査は行っておらず、地下埋設物の有無については不明であること。万一、引渡し後に地下埋設物の存在が判明した場合、その除去等の対策費用は乙が負担するものであること。

7 乙は、本物件の所在する地域の町内会等の取り決めに従うこと。

(用途の制限)

第11条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

(売買物件の譲渡等)

第12条 乙は、売買物件の所有権を第三者に移転し又はその物件を第三者に貸し付けるときは、前条に定められた義務を、その譲受人又は賃借人に承継させなければならない。

(実地調査等)

第 13 条 甲は、第 11 条及び第 12 条に定める事項について必要があると認めるときは、乙に対し、所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、報告若しくは資料の提出を怠り又は実地調査を拒み若しくは妨げてはならない。

(違約金)

第 14 条 乙は、第 11 条及び第 12 条に定める義務に違反したときは、売買代金の 3 割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、違約罰であって、第 19 条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）に該当する旨の通報を警察から甲が受けたとき。

(暴力団員又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合における措置義務)

第 16 条 乙は、本契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けたときは、これを拒否し、速やかに所管の警察署に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を甲に報告しなければならない。

(返還金等)

第 17 条 甲は、第 15 条の規定により本契約を解除した場合は、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 乙は、前条の規定により本契約を解除された場合には、乙が売買物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費、その他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(原状回復義務)

第 18 条 乙は、甲が第 15 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、契約解除時の時価により、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 19 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第 20 条 甲は、第 17 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 14 条、第 18 条又は第 19 条の規定により甲に支払うべき金額のあるときは、それらの全部又は一部を返還金と相殺するものとする。

(契約の費用)

第 21 条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第 22 条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第 23 条 本契約に関する訴訟は、長野県庁所在地を管轄する長野地方裁判所に提訴するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住 所 長野市大字南長野字幅下 692-2
売 主
氏 名 長野県知事 阿部 守一

住 所
買 主
氏 名 印

別記

1 土 地

所 在 地	区 分 (地目)	数量 (実測面積)	摘要 (公簿面積)
	地 目	m ²	m ²
計	筆	m ²	m ²

2 建 物

所 在 地	区分	構 造	建築年月	床面積
				m ²
計	棟			

物 件 調 書

物 件 調 書 案内図・明細図

※建物平面図・物件写真につきましては
長野県のホームページをご覧ください。

物 件 調 書

物件番号	1
------	---

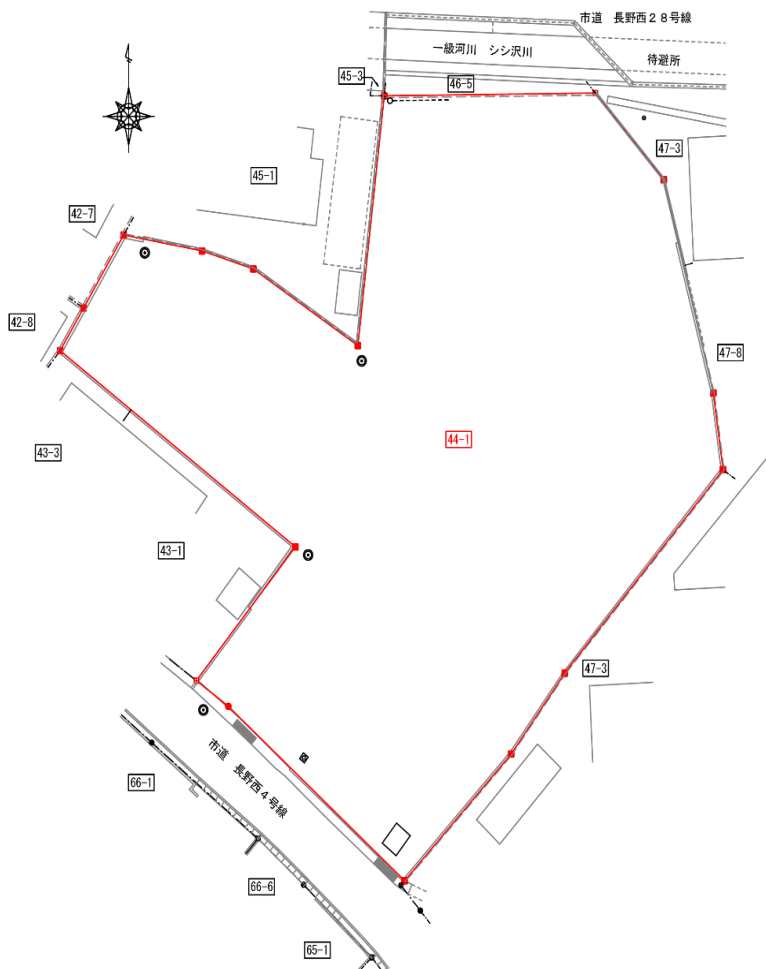
妻科アパート

所 在 地		長野市大字南長野字鐘ヶ瀬44番1						
住 居 表 示		－						
土 地	実 測 面 積	1553.94　㎡　（約　470.1　坪）			地 目	宅 地		
	公 簿 面 積	1553.94　㎡　（約　470.1　坪）						
	登 記 簿 記 載 事 項	所有権に係る権利（甲区）	所有者	長野県	所有権以外の権利（乙区）		なし	
法 令 に 基 づ く 制 限	都 市 計 画	長野都市計画区域（市街化区域）			指定建ぺい率	60　％		
	用 途 地 域	第一種住居地域			指定容積率	200　％		
	都市計画施設（都市計画道路、都市公園等）			該当なし				
	特別用途・その他の地域地区			指定なし				
	防火・準防火地域			指定なし				
	文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地等）			周知の埋蔵文化財包蔵地（長野遺跡群）				
	砂防ニ法（砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊土砂災害防止法（土砂災害警戒区域、同特別警戒区域）			指定なし				
	洪水ハザードマップ			河川浸水想定区域内（0.5m～3.0m未満）				
	そ の 他			長野市屋外広告物条例（第3種規制地域） 長野市景観計画区域				
	接 面 道 路	位 置	種 類 等		道路幅員	道路後退	接道幅（間口）	道路に対する敷地の高低
南側		舗装 市道 長野西4号線		5.21～5.54m	不要	21.43m	等高	
私道の負担に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容		－			
現 況 及 び 従 前 の 利 用 状 況	現 況	更地						
	従 前	職員宿舎						
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況		施設の種類（業者名）		施設整備の整備・負担状況				
	電 気	中部電力(株)		引込可				
	上 水 道	公共水道（長野市）		引込済 管径 不明		メーターあり		
	ガ ス	長野都市ガス						
	下 水 道	公共下水道		負担金		清算済		
				公共枵		設置済		
交 通 機 関	鉄 道	JR 信越本線	長野駅	南東	方へ	約 3.0	km	
	バ ス	アルピコ交通	長野商業高校	北東	方へ	約 0.2	km	
公 共 施 設 （現地からの直線距離）	市役所・役場	長野市役所		南東	方へ	約 3.0	km	
	小 学 校	加茂 小学校		北東	方へ	約 0.3	km	
	中 学 校	西部 中学校		北	方へ	約 0.2	km	
参 考 事 項	物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。							
	建築物の新築等、景観法第16条第1項に規定する行為を行う場合は同条の規定による届け出が必要な場合があります。詳しくは、長野市役所都市整備部都市再生グループまちづくり課へお問合せください。							
	建設工事等を行おうとする場合は、文化財保護法に基づく届け出を、工事着工の60日前までに行うことが必要となります。詳しくは長野市教育委員会へお問合せください。							
	敷地北端に電柱（本柱1本、支線2条）があります。（敷地の貸付：中部電力パワーグリッド(株)長野営業所）							
	敷地南側で接面する市道上に地区のゴミ集積所（ネット等）があります。							
	下水道本管が敷地を縦断しています。（敷地の貸付：長野市上下水道事業管理者） 本管の上への建設、本管の移設撤去については長野市上下水道局下水道整備課に協議してください。							
	物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。							
	南西の隣地（43番1）との境界付近にあるコンクリート擁壁（幅約6m）は、隣地の土留めを兼ねていることから、隣接者から残置の要望があります。							
	敷地の南端に量水器（約1.8m×約1.4m）が存置されています。							
	敷地北端西よりにフェンス基礎を兼ねたコンクリート構造物があり、敷地内に属します。							
敷地東側の隣地フェンスの基礎の一部が敷地に越境しています。（本越境物に関する確認書締結済）								
売却物件は擁壁、困障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い（杭及びロープ）を含み、現状有姿で買主に引き渡します。工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。								

案 内 図



明 細 図



物 件 調 書

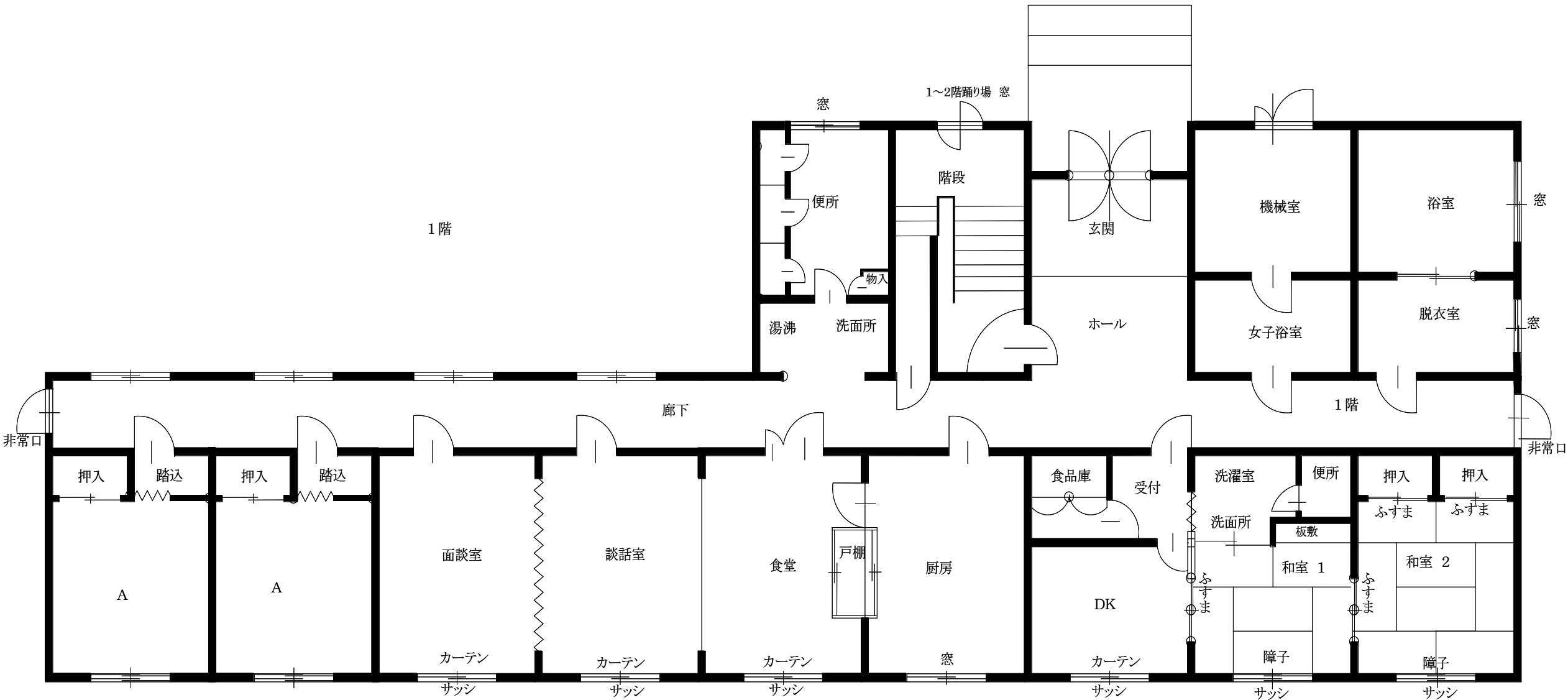
物件番号	2
------	---

教職員岡谷寮(建物付)

所 在 地		岡谷市長地小萩二丁目4896番7					
住 居 表 示		岡谷市長地小萩二丁目7番24号					
土 地	実 測 面 積	1,480.34 m ² (約 448 坪)			地 目	宅 地	
	公 簿 面 積	1,480.34 m ² (約 448 坪)					
地	登 記 簿 記 載 事 項	所有権に係る 権利(甲区)	所有者	長野県	所有権以外の権利 (乙区)	なし	
			権利の種類	所有権			
建 物	構造・面積 間 取 り 等	共同住宅 昭和62年3月築 鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建					
		1階 274.80㎡ 2階 224.40㎡ 3階 224.40㎡	管理人室(和室8畳、和室6畳、台所、洗濯室、トイレ)×1戸 共同住宅(和室6畳、押入、収納)×20戸、(食堂、厨房、談話室、面談室)×1、トイレ×3、浴室×2				
	登 記 簿 記 載 事 項	所有権に係る 権利(甲区)	所有者	長野県	所有権以外の権利 (乙区)	なし	
			権利の種類	所有権			
	付属建物等	ポンプ室 鉄筋コンクリート造 陸屋根 平家建 14.00㎡ 1棟					
法 令 に 基 づ く 制 限		都 市 計 画	都市計画区域(非線引き)			指定建ぺい率	60 %
		用 途 地 域	準工業地域			指定容積率	200 %
		都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)			施設区域に該当なし		
		特別用途・その他の地域地区			指定なし		
		防火・準防火地域			建築基準法22条指定区域		
		文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)			周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし		
		砂防三法 (砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)			指定なし		
		土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)			土砂災害警戒区域(土石流)		
		洪水ハザードマップ			該当なし		
		そ の 他			長野県景観計画区域		
接 面 道 路	位 置	種 類 等		道路幅員	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する 敷地の高低
	北 側	舗装 岡谷市道(24号線)		約7.1m	不要	5.01m	等高
私道の負担 に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容	－			
建築物の 石綿(アスベスト) 使用調査	調 査	未調査		－			
建築物の 耐 震 診 断	調 査	未調査		－			
建物状況調査	調 査	未調査		－			
現 況 及 び 従 前 の 利 用 状 況	現 況	共同住宅 1棟、ポンプ室 1棟					
	従 前	教職員宿舍					
電気・飲用水・ ガスの供給並 びに排水施設 の整備状況		施設の種類(業者名)			施設整備の整備・負担状況		
	電 気	中部電力㈱			引込可		
	上 水 道	公営水道(岡谷市)			権利φ150mm	メーターあり	
					引込管径不明		
	ガ ス	プロパンガス					
	下 水 道	公共下水道(岡谷市)			負担金		清算済
公共枹					設置済		
交 通 機 関 (現地からの 直 線 距 離)	鉄 道	JR中央本線	岡谷駅	南 方 へ 約 4.0 km			
	バ ス	シルキーバス	第10分団屯所前	東 方 へ 約 0.3 km			
公 共 施 設 (現地からの 直 線 距 離)	市役所・役場	岡谷市役所			南 方 へ 約 2.8 km		
	小 学 校	岡谷市立上の原 小学校			北西 方 へ 約 1.2 km		
	中 学 校	岡谷市立岡谷北部 中学校			南 方 へ 約 1.2 km		
参 考 事 項	物件調査は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調査及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。						
	建築物の新築等、景観法第16条第1項に規定する行為を行う場合は同条に基づく届け出が必要な場合があります。詳しくは、長野県諏訪建設事務所建築課へお問い合わせください。また、岡谷市景観形成基本計画が策定されています。詳しくは岡谷市役所都市計画課へお問い合わせください。						
	敷地北側通路部分に電柱(本柱1本、支線2条)があります(本柱1本及び支線1条を中部電力パワーグリッド(株)諏訪営業所へ、支線1条を東日本電信電話(株)長野支店へ敷地貸付)。						
	ポンプ室入口左側に防犯灯があり、売却地に帰属しています。						
	物件のアスベスト調査、シロアリ調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は起こっておりません。						
売却物件には、建物に付帯する上下水道設備、給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び、擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買受人に引渡します。建物及び建物に付帯する設備、その他工作物及び造作等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を買受人の負担と責任において行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。							

建 物 平 面 図

2

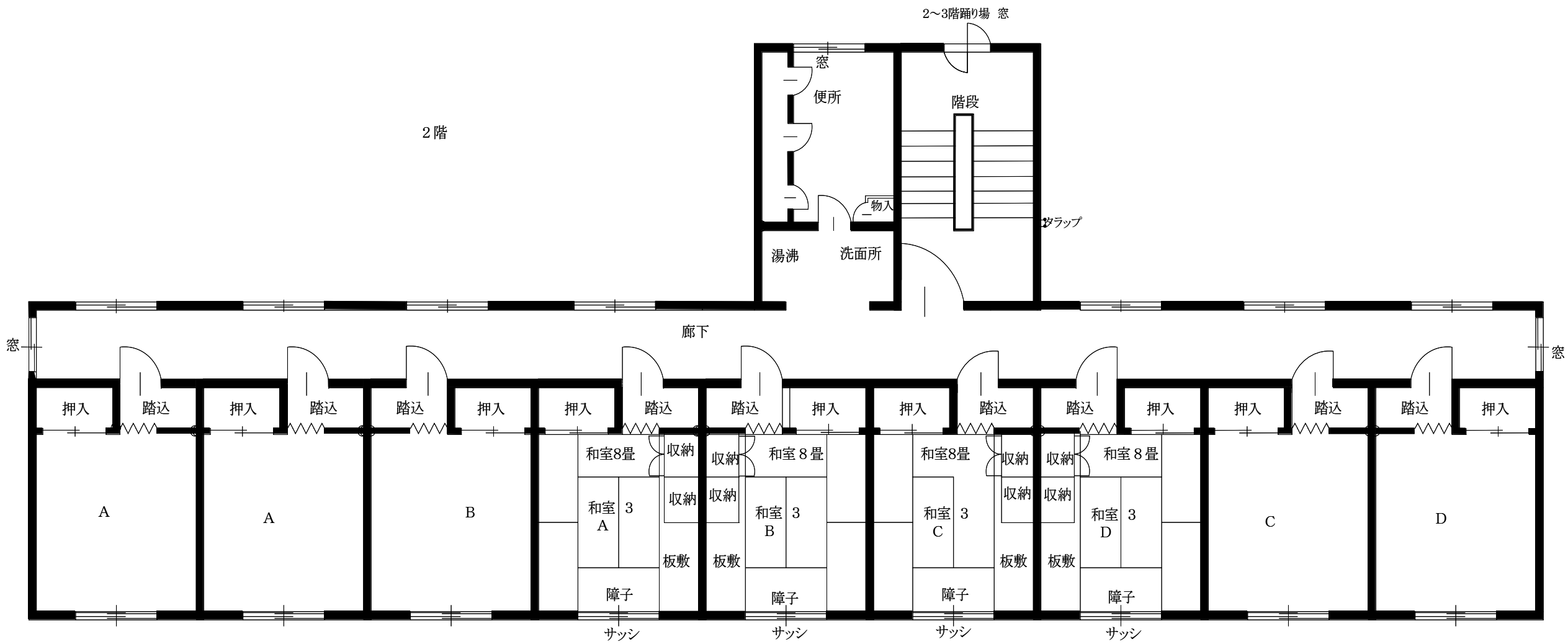


不要

* 現況と図面が異なる場合は現況優先とします

建 物 平 面 図

2



不要

* 現況と図面が異なる場合は現況優先とします